

通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第63号

通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

通訳案内士法施行細則（平成12年香川県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(健康診断書)</p> <p>第2条 省令第16条第2項第1号 <u>(省令第37条において準用する場合を含む。)</u> の健康診断書は、次に掲げる事項を記載した医師の診断書でなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(通訳案内士登録申請書に添付する健康診断書)</p> <p>第2条 省令第16条第2項第1号の健康診断書は、次に掲げる事項を記載した医師の診断書でなければならない。</p> <p>(1) 診断を受けた者の住所、氏名及び生年月日</p> <p>(2) 精神の機能の障害の有無</p> <p>(3) 精神の機能の障害がある場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>ア 病名及び主要症状</p> <p>イ 当該障害に係る現に受けている治療等の有無</p> <p>ウ 当該障害に係る現に受けている治療等がある場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>(ア) 当該治療等の内容</p> <p>(イ) 当該治療等を受けている状態における精神の機能が、精神の障害がない者と同程度であるか否かの別</p> <p>(ウ) (イ)に掲げるもののほか、当該治療等により当該障害の程度が軽減している状況</p> <p>エ 当該障害に係る現に受けている治療等がない場合にあつては、精神の機能が精神の障害がない者と同程度であるか否かの別</p> <p>(4) 診断の年月日</p> <p>(5) 診断した医師の氏名並びに当該医師の所属する病院若しくは診療所の名称及び所在地又は当該医師の住所</p>

### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の見出しの改正規定は、同年1月4日から施行する。